

【大津市】

1. 許可基準

(1) 一般基準（市条例施行規則）

一般基準	(1)都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
	(2)原則として表示面の下地の色は、黒及び高彩度色を使用しないこと。
	(3)表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
	(4)蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
	(5)照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
	(6)ネオンサイン又はこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

(2) 個別基準（市条例施行規則）

建築物を利用するもの	屋上広告物	自家用のもの	第1種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ10m以下	<共通基準> (1)屋上等の水平投影面をはみ出さない (2)広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと	
			第2種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ20m以下 ・一の建築物につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない ・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない		
			第3種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ20m以下 ・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない		
		非自家用のもの	第1種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ5m以下		<共通基準> (1)屋上等の水平投影面をはみ出さない (2)広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと
			第2種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ10m以下 ・一の建築物につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない ・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない		
			第3種地域	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/2かつ10m以下 ・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない		
	壁面広告物	第1種地域	・面積は、表示される壁面の面積の1/3以下		<共通基準> 壁面内で表示し、または設置するものであること	
		第2種地域	・面積は、表示される壁面の面積の1/2以下 ・一の事業所につき1壁面に1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない			
		第3種地域	・面積は、表示される壁面の面積の1/2以下			
	突出広告物	第1種地域			<共通基準> ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下 ・道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下 ・下端の高さは、歩道上の場合は地上から2.7m以上、車道上の場合は地上から4.7m以上 ・上端は取付壁面の高さを超えないこと	
		第2種地域	・一の事業所につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない			
		第3種地域				

野立 広告物	自家用のもの	第1種地域	・地上からの高さは10m以下	
		第2種地域	・地上からの高さは20m以下 ・一の事業所につき1個以内。 ただし、当該事業所に複数の入口がある場合は、一の入口につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない	
		第3種地域	・地上からの高さは20m以下	
	鉄道・道路沿線に所在する非自家用のもの（東海道新幹線・高速道路から両側1000m以内、鉄道・道路から両側500m以内に所在するもの）で次に掲げる道標及び案内図板の類を除く。	鉄道、軌道・索道	・鉄道等の境界線からの距離が100m以上 ・広告物相互間の距離が100m以上 ・高さは、広告板4.5m以下、広告塔10m以下 ・面積は、広告板30㎡以下、広告塔20㎡以下 ・広告塔については1面の幅2m以下	東海道新幹線は除く。
		東海道新幹線	・新幹線との境界線からの距離が500m以上 ・広告物相互間の距離が300m以上 ・高さは、広告板10m以下、広告塔20m以下 ・面積は、50㎡以下	
		一般国道並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線	・道路の境界線からの距離が30m以上 ・広告物相互間の距離が100m以上 ・高さは、広告板4.5m以下、広告塔10m以下 ・面積は、広告板30㎡以下、広告塔20㎡以下 ・広告塔については、1面の幅2m以下	
		高速道路	・道路の境界線からの距離が500m以上 ・広告物相互間の距離が300m以上 ・高さは、広告板10m以下、広告塔20m以下	
野立 広告物	鉄道（新幹線を除く。）、軌道、索道から100m以内、東海道新幹線及び高速道路から500m以内、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から30m以内に所在する道標・案内板の類		・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以下（ただし、10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以下） ・高さ（脚の部分を除く。）は、4.5m以下 ・同一の表示者が表示等するものにあつては、個数は同一地域2個以内	一の国道と他の国道が平面交差する地点から30m以内の区間に係る区域に所在するものを除く。
	上記以外のもの	第1種地域	・地上からの高さは10m以下	
		第2種地域	・地上からの高さは20m以下 ・一の事業所につき1個以内 ・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない	
		第3種地域	・地上からの高さは20m以下	
電柱類を利用するもの	巻付けにするもの		・下端の高さは地上から1.2m以上 ・長さは1.8m以下	広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きと袖付け広告物1個以内
	袖付けにするもの		・下端の高さは、歩道上の場合は2.7m以上、車道上の場合は4.7m以上 ・長さは1.5m以下、突出幅は0.9m以下 ・表示面積は1.2㎡以下 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置すること	

注) 第1種地域：用途地域が、第1種（第2種）中高層住居専用地域、第1種（第2種）住居地域及び準住居地域
第2種地域：JR大津駅周辺及び市道幹1037号線沿道のうち市長が別に定める地域
第3種地域：第1種地域及び第2種地域以外の地域

2. 許可を受けることにより禁止地域の規定の適用が除外される場合における許可基準

(1) 自家用広告物

表示面積の合計が禁止地域において15㎡以下であるもので次の基準をみたすもの（5㎡以下の場合は許可不要）

※禁止地域内における自家用広告物の許可基準

建築物を利用するもの	屋上広告物	・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ3m以下 ・屋上等の水平投影面をはみ出さない ・広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと	
	壁面広告物	・面積は、表示される壁面の面積の1/3以下 ・壁面内で表示し、または設置するものであること	
	突出広告物	・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下 ・道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下 ・下端の高さは、歩道上の場合は地上から2.7m以上、車道上の場合は地上から4.7m以上 ・上端は取付壁面の高さを超えないこと	
	野立広告物	・高さは地上から10m以下	

(2) 道標、案内図板の類

次の基準を満たすもの。

野立広告物	景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域）	・一方向から見た表示面積の合計は3㎡以内（2以上の者が共同して設置する場合は5㎡以内） ・地上からの高さは、4.5m以下 ・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は500m以上
	それ以外の区域	・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以内（10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以内） ・脚の部分を除いた高さは、4.5m以下 ・同一表示者が表示する場合、同一地域内には2個以下
野立広告物以外	景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域）	・一方向から見た表示面積の合計は3㎡以内（2以上の者が共同して設置する場合は5㎡以内） ・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は500m以上
	それ以外の区域	・一方向から見た表示面積の合計は5㎡以内（10以上の者が共同して設置する場合は30㎡以内） ・同一表示者が表示する場合、同一地域内には2個以下